

第29回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年12月21日(月) 16:30～: 16:46

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第29回目の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、「障害福祉課 手話通訳者 山上 美紀(やまがみ みき)さん」と「障害福祉課 主査 長尾 和歌子(ながお わかこ)さん」のお二人です。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況」について、統括調整部長から説明があります。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料をご覧ください。本日の開催趣旨でございますが、「全国的な新型コロナウイルス感染症患者の増加等を踏まえた、年末年始における感染拡大防止のための取組の確認」が一つ、そして「新型コロナウイルス感染症対策資金の取扱期間の延長に係る報告」となっております。前回からの追加変更点については、アンダーラインを引いてございます。主なものとすれば、2ページ、企画政策部の一番下ですが、健康福祉部による新型コロナウイルス感染症患者発生報告動画について12月16日ライブ配信しております。それから7ページ、健康福祉部ですけれども、7ページの下、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に対応する「診療・検査医療機関」による診療体制を12月1日から開始しております。そして10ページ、商工労働部ですけれども、「コロナ離職者等雇用促進庁内連絡会議」を11月20日に設置しております。

その他17ページ、警察部ですけれども、「運転免許証の有効期間の3か月延長措置」についてです。その他につきましては、補正予算で計上した事業の実施に係るもの等でございますので、後ほどご確認ください。私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

「感染症の状況等」につきまして、健康福祉部長、お願いいたします。

○有賀健康福祉部長

それでは健康福祉部の資料をご覧ください。

県内の状況ですが、これは昨日17時30分現在ということになりますけれども、これまでに判明した感染者数390名、現在入院中の感染者の方28名、宿泊療養施設を利用されている方が5名、自宅療養されている方が5名といった状況でございます。検査の状況、相談件数、コールセンター相談件数等については資料のとおりでございます。また、口頭ですが、年末年始の検査体制についてご説明いたします。年末年始においても、いくつかのかかりつけ医で新型コロナウイルスとインフルエンザの診療、検査等を受けることが可能です。しかしながら、平日と異なり、かかりつけ医が休診している場合や電話が繋がらない場合もあるかと思えます。その場合は、県のコールセンターにご連絡いただければ、お近くの受診可能な医療機関を紹介するということでございます。年末年始に発熱等の症状が現れ、かかりつけ医に連絡がつかない場合等は、県のコールセンターに連絡いただきますようお願いいたします。また、県のコールセンターについては年末年始も24時間の対応となっております。ご報告は以上です。

○坂本危機管理局次長

次に、「新型コロナウイルス感染症対策資金の取扱期間の延長について」について、商工労働部から報告がございます。

○下井田商工労働部次長

お手元の商工労働部の資料に基づきまして「新型コロナウイルス感染症対策資金の取扱期間の延長について」ご報告させていただきます。

県では、県内中小企業者の金融円滑化のため、青森県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金」の「災害枠」において、国の緊急経済対策を活用しながら、信用保証料の全額免除及び借入後3年間の利子補給を実施しているところです。この度、国の第3次補正予算案等に係る閣議決定により、都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関による無利子・無保証料融資について、保証申込期限が令和2年12月末から令和3年3月末まで延長されました。これに伴い、本県においても、国の制度延長に合わせ、保証申込期限を令和3年3月末まで延長することとし、県内中小企業者の資金繰り支援を強化してまいります。以上、報告いたします。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明等につきまして、質問等ございませんでしょうか。よろしいですね。それでは本部長からの指示事項、県民の皆様に向けたメッセージをお願いいたします。

○三村青森県危機対策本部長

まず、指示事項であります。

年末年始の繁忙期におけるGoToトラベルキャンペーンの全国一斉停止により、観光産業はじめ各方面に少なからず影響があるものと見込まれるところであり、こうした事業者の皆様方をしっかりと下支えし、事業継続と経済回復への足取りを確かなものにしていく必要があります。

関係各部においては、一斉停止による事業者の皆様方への影響を少しでも緩和するため、県独自の需要喚起・利用促進対策等を早期に実施するよう検討・準備を進めてください。

また、危機管理部はじめ各部にあっては、新型コロナはもちろんのこと、自然災害や鳥インフルエンザの発生にも備え、年末年始の休日期間中の連絡体制等について遺漏のないようにしてください。

全国的には、感染拡大地域が広がりつつあるなど厳しい状況が続いており、本県においても、今後もある程度の感染症患者の発生が想定されるところであります。そのことが感染の拡大につながらないように、引き続き、緊張感を持って全庁体制で取り組むよう指示します。

続いて県民の皆様方にお話しさせていただきます。

青森県において最初の新型コロナウイルス感染症患者が確認されてから9か月が経とうとしていますが、医療関係者の皆様方、介護・福祉施設等の皆様方、そして各保健所等で防疫・検査業務を実施される方々には、最前線において日夜必死に御対応いただいているところであり、この年末年始もゆっくりと休むこともままならないものと拝察いたします。

県民を代表して改めて感謝申し上げますとともに、心より応援申し上げます。何卒、お体にお気を付けください。

また、こうした方々を支えてくださっている御家族をはじめ多くの皆様方に対しまして、お礼を申し上げます。

本県における新型コロナウイルス感染症の感染状況については、12月に入ってから、複数の飲食店や介護事業所でクラスターの発生が確認されているところですが、検査体制の強化、入院病床や宿泊療養施設の確保による医療提供体制の強化等により、これまで判明している感染症患者の濃厚接触者については適切に検査につなげることができており、ま

た、感染症患者には必要な医療が提供され、療養が完了した方が順調に増えている状況にあります。

しかしながら、県内では継続的に感染症患者が発生し感染経路不明の患者も増えてきているなど、決して楽観視できる状況にはないものと認識しています。

さらに、全国の感染状況は新規感染者数が過去最多の水準で推移しており、全国的に感染が拡大することが懸念されているほか、このまま年末年始に感染者が増加した場合、医療提供体制の危機を招く可能性もあることなどが指摘され、政府からは「年末年始を静かに過ごすこと」などが提唱されているところです。

こうした状況にあって、市中に感染がまん延することを未然に防止するためには、やはり県民の皆様方お一人お一人の取組を徹底していただくことが何よりも重要と考えております。

このことから、今般、飲食店の利用や帰省・移動など、年末年始において特に御留意いただきたい事項について県民の皆様方をお願いさせていただきます。

まず、県内飲食店でのクラスター発生が相次いだことを踏まえ、飲食店経営者の皆様方には、「密接回避」「飛沫防止」「換気」など、適切な感染防止策を講じた上で営業していただくことを強くお願いします。最新の業種別ガイドラインを御確認の上、これに基づく取組を徹底してください。

また、飲食店利用者の皆様方には、こうした感染防止策が講じられているお店を利用してくださるようお願いいたします。

飲食店を起点とした感染が起こらないよう、特段の御協力をお願い申し上げます。

次に年末年始の帰省について、本県を遠く離れ帰省を心待ちにされている方々や、御家族や御友人が帰省されるのを待ちわびている方々に思いを致すに、私としては一律に自粛をお願いすることは考えておりませんが、御自身や大切な御家族の健康を守るためにも、基本的な感染防止対策の徹底に加え、次の事項について御協力をお願いします。

- 帰省を予定している方には、帰省前から御自身の体調を確認すること、居住等の地域の感染状況や御自身の行動歴などを十分に考慮し、御家族等とも相談の上、慎重に判断していただくこと、発熱・咳等の症状がある場合は帰省を控えていただくこと
- 帰省される際には、混雑を避けるため時期を分散していただくこと
- 帰省中においては、体調がすぐれない時は外出を控え、高齢の御家族等にお会いする際には特に気を付けていただくこと、会食等は大人数や長時間に及ぶ飲食を避け十分に気を付けていただくこと

などをお願いいたします。

また、事業者の皆様方には、年末年始のまとまった休暇を取得しやすい環境を確保していただくようお願いいたします。

さらに、本県から感染症患者が多数発生している地域への移動については、

- 移動先の感染状況を踏まえ慎重に判断していただくこと
 - 移動先の自治体の実施する措置に従って慎重な行動をとっていただくこと
- について、お願いします。

また、例年であれば正月三が日、県内各地で賑わいを見せる初詣については、

- 混雑する時期を避けること
 - 境内での三密や参拝後の混雑をできるだけ避けるなど、感染防止策を徹底すること
- をお願いいたします。

以上が、年末年始において、特に御留意いただきたい事項となりますが、令和3年という新たな年を、感染収束の兆しの下にスタートすることができるかどうかは、この年末年始の動向によるところが大きいものと認識しています。

県としては、今後とも感染防止策の徹底と、感染症患者が発生した場合の感染拡大防止に全力で取り組んで参ります。

県民の皆様方には、基本的な感染防止対策を徹底していただき、静かに年末年始をお過ご

しくださるよう御協力をお願い申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上を持ちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。